送信ドメイン認証及び25番ポートブロックに関する法的留意点の概要

○送信ドメイン認証及び25番ポートブロックとは

送信ドメイン認証(※1)及び25番ポートブロック(※2)は、いずれも効果的な迷惑メール対策技術として導入されている。これらの技術は、特定の電子メールをフィルタリング又は受信拒否する目的で、当事者の意思に反して、通信に係る情報(送信元ドメインやIPアドレス等)を確認し、この情報を利用して一定の措置を講じる行為と解される。

※1 SPF、DKIM、DMARCなど。 ※2 Outbound Port 25 Blocking(OP25B)及びInbound Port 25 Blocking(IP25B)

○法的留意点

電気通信事業法では、電気通信事業者の義務として通信の秘密の侵害及び差別的取扱いの禁止が規定されている。通信の秘密を確認・利用した上、特定の者の通信を不利益に取り扱う行為は、正当業務行為等の違法性阻却事由がなければ通信の秘密の侵害又は差別的取扱いに該当する可能性がある。

電気通信事業法(昭和59年法律第86号)

第4条 (秘密の保護)

<mark>電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。</mark>

第6条(利用の公平)

電気通信事業者は、電気通信役務の提供について、不当な差別的取扱いをしてはならない。

上記各技術は、効果的な迷惑メール対策として広く導入されている一方、各技術の実施方法等によっては、電気通信事業法に規定されている通信の秘密の保護及び役務提供における差別的取扱いの禁止に抵触し得るため、適法に実施するための整理を行う必要がある。

次頁及び「受信側における送信ドメイン認証技術導入に関する法的な留意点」で整理したように、一定の要件を満たしていれば、

- ・正当業務行為として違法性阻却事由が認められ、適法に送信ドメイン認証や25番ポートブロックを実施することが可能
- ・包括的に同意を取得することで、送信ドメイン認証の結果に基づくフィルタリングを実施することが可能 と考えられることから、これらの要件を満たした上で、ISPによる上記各技術の適法な導入の促進が図られることが望ましい。

○送信ドメイン認証及び25番ポートブロックに正当業務行為(違法性阻却事由)が認められる要件

- 一般に、正当業務行為が認められるためには、<u>(1)行為の必要性及び正当性</u>、<u>(2)手段の相当性</u>が必要である。 送信ドメイン認証技術及び25番ポートブロックの適法性については、
 - (1)行為の必要性及び正当性の要件については、大量のメールが送受信される状況下において、それにより引き起こされるメールサービスの遅延等の支障を防ぐ必要があることから、いずれの技術においても、(1)の要件を満たすと考えられる。
 - (2)手段の相当性については、上記各技術は目的達成のために必要最小限の範囲で利用するものであること、より制限的でない代替手段も存在しないことから、(2)の要件も満たすと考えられる。

したがって、上記各技術の導入は正当業務行為と認められ、違法性が阻却されると考えることができる。

〇送信ドメイン認証に基づくフィルタリングの実施に必要な利用者の同意

- (1) 初期設定オフで、利用者から申込みを受けて提供する場合は、一般的に、利用者の有効な同意があると考えられる。
- (2) 初期設定オンで提供する場合は、約款等による事前の包括的合意により、通信の秘密の利益を放棄させることは、①約款の性質になじまないこと、②同意の対象が不明確であることから、原則として有効な同意があるとは解されず、許されない。
 - ※ ただし、以下の条件を満たす場合には、「初期設定オン」で提供したとしても、利用者の有効な同意を取得したものと考えることができる。
 - ① 同意後も、随時、利用者が任意に設定変更できること
 - ② 同意の有無にかかわらず、その他の提供条件が同一であること(※1)
 - ③ 同意の対象・範囲が明確に限定されていること
 - ④ 平均的利用者であれば同意することが合理的に推定されること(信用できるデータ(※2)による裏付けが必要)
 - ⑤ フィルタリングサービスの内容について、事前の十分な説明を行うこと(事業法第26条に規定する重要事項説明に準じた手続によること) ※1 フィルタリングサービスを合理的な料金により提供することは問題ない。
 - ※2 利用者を対象に無作為抽出によるアンケートを実施することなどが考えられる。

○不当な差別的取り扱いでないと認められる要件

上記のような要件を満たす範囲で、利用者に一律に適用する場合、不当な差別的取り扱いには該当しないと考えられる。